明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書（一）　二

〔省　令〕
○割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令（**法務・経済産業**一）　四
○許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令（**同**二）　五
○外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（**財務**四〇）　七

〔告　示〕
○食酢の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（**公正取引委・消費者庁**五）　一四
○社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書の効力発生に関する件（**外務**一八四）　一五

〔公　告〕
諸事項
官庁
割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、公示送達関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
税理士登録者関係　四一
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定関係　四三
会社その他
会社決算公告　四六

本号で公布された法令のあらまし

◇社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書（条約第一号）（外務省）

この議定書は、平成二一年六月に効力を生じた社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定につき、一方の締約国から他方の締約国に一時的に派遣される被用者の保険料の二重負担の解消を強化することを目的として、当該被用者に対し当該一方の締約国の法令のみを適用する場合を明確化することについて定め、また、その際に併せて被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行を踏まえ、協定が適用される我が国の年金制度を国民年金及び厚生年金保険のみに改めるものであり、その概要は次のとおりである。

1　協定が適用される日本国の年金制度のうちから国家公務員共済年金等の各種共済年金を削る。（第一条関係）

2　一方の締約国から他方の締約国に就労のため五年を超えない見込みで派遣される被用者に対し、当該他方の締約国で雇用契約を締結していない場合又は当該他方の締約国に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが当該一方の締約国に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合において、当該一方の締約国の法令のみを適用する旨定める。（第二条関係）

——◉——